

電子的統合事業許可システム（Online Single Submission）を通じた、リスクベースの事業許可及び投資促進優遇措置の実施についての指針及び手続に関する投資・下流化大臣/投資調整庁長官規則
2025年5号の施行

2025年10月

One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居光二

インドネシア法弁護士 Achmad Firmansyah

インドネシア法弁護士 Mohammad Irham

1. はじめに

2025年10月1日、インドネシアの投資・下流化省及び投資調整庁は、電子的統合事業許可システム（Online Single Submission/OSS）を通じた、リスクベースの事業許可及び投資促進優遇措置の実施についての指針及び手続に関する同大臣及び長官規則2025年5号（「BKPM 5/2025」）を制定し、翌10月2日に公布しました。本規則は公布と同時に施行され、従前同



様の点を定めていた BKPM 規則 2021 年第 4 号（「BKPM 4/2021」）は廃止されました。BKPM 5/2025 は、上位規範であるリスクベース事業許認可の実施に関する政府規則 2025 年第 28 号（「GR 28/2025」）を受けて、同規則の施行規則として施行されたものであり、事業許認可手続の簡素化、行政負担の軽減、および外国直接投資（FDI）の促進を目的としています。

2. 基本的な枠組み

BKPM 5/2025 は下記の内容を定めております。基本的には GR 28/2025 の施行規則として同規則の詳細を定めるものであるとともに、後述の最低払込済資本額の減額等、非常に重要な規定も含んでおります。

- (1). 総則（第1章）
- (2). 適用範囲（第2章）
- (3). リスクベースの事業許可に関する規定（第3章）
- (4). 基本要件（第4章）
- (5). 事業許可（第5章）
- (6). 事業活動を補完するための事業許可（第6章）
- (7). その他のリスクベースの事業許可に関する規定（第7章）
- (8). 投資促進サービス（第8章）
- (9). その他の許認可（第9章）
- (10). リスクベースの事業許可に関する監督（第10章）



- (11). 電子統合事業許可システム（オンライン・シングル・サブミッション）（第11章）
- (12). 取消及び撤回（第12章）
- (13). 制裁（第13章）
- (14). 特定状況下におけるリスクベースの事業許可サービス
- (15). 倫理規定（第15章）
- (16). その他の規定（第16章）
- (17). 経過規定（第17章）
- (18). 最終規定（第18章）

3. 最低払込済資本金の引下げ

BKPM 5/2025により、外国投資会社（「PMA」）が会社の設立時点で払込む必要のある資本金の額が、2021年以前の水準である25億ルピアに引き下げられました（26条10項）。この変更是、特に中小規模の外国投資家にとって参入障壁を下げるものであり、外国直接投資の促進策と位置づけられています。

ただし、当該引下げが、BKPM 5/2025 施行前に設立された PMA で、従前の最低払込済資本金額である100億ルピアを満たしていない会社に適用されるのか否かは現状では明確になっておりません。こちらに関しては、今後の運用を注視する必要がございます。

4. 最低投資金額の取扱い

従前の BKPM 4/2021 では、PMA の最低投資金額は、KBLI（インドネシア事業分類コード）の5桁番号および事業ロケーションごとに土地・建物を除く100億ルピア超と定められていました。

BKPM5/2025 はこの原則を維持しつつも、下記の業種について土地および建物の価値を最低投資金額の算定に含めることを認める（第26条第5項）新しい枠組みを導入しております（26条5項）。

- ・不動産開発（建設、販売、賃貸を含む）
- ・短期
- ・長期宿泊施設の提供
- ・農業
- ・プランテーション（農園）
- ・畜産
- ・水産養殖

これにより、土地や建物を保有または賃借する資本集約型の産業分野では、投資額要件の充足が容易になり、投資実施の柔軟性が高まりました。

5. 払込資本金の維持義務



BKPM 5/2025 は、新たに払込資本金の 12 か月間の維持義務を導入しました。すなわち、PMA 設立時に払い込まれた資本金は、以下の場合を除き、払込日から 12 か月間は引き出しままたは移動できない旨が規定されております（27条1項）。

- ・ 資産購入
- ・ 建物建設
- ・ 事業運営上の支出

この義務を遵守するため、投資者は事業許可申請時に「資本金を移動しない旨の誓約書（Surat Pernyataan）」を OSS システム上で提出する必要があるとされております（27条2項）。

これに違反した場合、BKPM は警告書の発行、事業停止、行政罰金、または事業許可の取消といった行政制裁を課すことができます（27条4項）。

この規定は、払込資金が実際にインドネシア国内で事業運営に活用されることを確保するための措置とされています。

6. 経過規定

BKPM 5/2025 は下記のようにかなり多くの経過規定を置いております。インドネシアにおいては、過去数年間にライセンスを包括的に管理する OSS システムや、リスクベースのライセンスシステム等、大規模なシステムの変更が行われてきたところ。上記経過規定は各変更前後にライセンスの取得や申請を行った当事者の権利義務を整理する点に趣旨があると考えられます。下記のように PMA を対象とした規定もあるため、日系企業にとっても非常に重要な規定である一方で、条項によっては内容が必ずしも明確でないため、今後の運用を注視する必要があります。

- ・既存のアクセス権の切り替え（388条）
- ・既存のリスクベース許可の有効性（389条）
- ・リスクベースシステム導入前の既存許可（390条）
- ・失効済み許可・未発効許可の扱い（391条）
- ・申請中案件の取扱い（392条）
- ・KBLI の改訂対応（393条）
- ・例外規定（394条）
- ・外資企業 PMA に関する経過措置（395条）
- ・PB・PB UMKU の有効期間更新（396条）

7. 結論

BKPM 5/2025 は、GR 28/2025 と共に、インドネシアの投資制度改革における重要な意義を持つ規則となります。上記のように、最低払込済資本規制、資本金維持義務、最低投資額規制等、既インドネシアの日系企業はもちろん、これからインドネシアへの進出を考えている企業にとっても非常に重要な内容を規定しております。

他方で、内容が広範かつ複雑であるため、条文の文言のみからでは内容の把握が難しい点もございます。

実際の対応に当たっては、当地の法律事務所等に相談を行いつつ進めることが推奨されます。



◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>

	<p>馬居 光二 One Asia Lawyers Indonesia Office 代表 日本法弁護士 日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。 koji.umai@oneasia.legal</p>
	<p>Achmad Firmansyah (アフマッド・フィルマンシャ) One Asia Lawyers Indonesia Office インドネシア弁護士として、インドネシアの法律事務所にて約6年間勤務した経験を有し、様々な訴訟問題、企業法務関連業務に携わる。専門分野は、独占禁止法、電気通信法、労働法、破産、及び知的財産法であり、訴訟関連法にも精通している。 また、数多くの外国企業のインドネシア投資案件及びインドネシアにおける外国投資企業買収案件など様々な分野における法的アドバイスにより様々な企業をサポートした経験を有する。 achmad.firmansyah@oneasia.legal</p>



Mohammad Irham
One Asia Lawyers Indonesia Office

外国弁護士（インドネシア法）

M&A、会社法、商事取引等の分野において、グローバル企業へのアドバイスを提供する豊富な経験を有している。インドネシア語（母国語）、日本語（JLPT N1）、英語が堪能であり、インドネシア・日本の法律・文化・ビジネスを理解したうえで、日本・インドネシアを含む複数国間の国際的取引に生じる問題の解決を得意とする。また、インハウス弁護士の経験を活かし、日本企業のビジネスを理解し、日本企業に寄り添った現実的な解決策を提供することを心掛けている。One Asia Lawyersに入所以前は、日本の大手メーカー企業のインハウス弁護士として海外におけるM&A、ESG関連規則への対応、個人情報保護法への遵守、様々な国際商事取引等に関する案件を担当していた。またそれ以前はインドネシアの大手の法律事務所 SSEK に所属し、インドネシア法弁護士として執務し、グローバル企業の海外投資、M&A、エネルギー、鉱業、会社法、雇用法、移民法等の様々な案件に関するリーガルアドバイスを提供していた。

mohammad.irham@oneasia.legal